

「鎌倉市図書館資料管理方針」、「鎌倉市図書館資料管理基準」の改定について

1 「鎌倉市図書館資料管理方針」とは

(1) これまでの経過

平成3年（1991年）策定 図書館協議会に諮問し、検討、作成

平成13年（2001年）改定

(2) 今回の改定

- ・「鎌倉市図書館ビジョン」が平成31年（2019年）3月に策定され、鎌倉市図書館の目指すべき姿が明確になりました。
- ・「鎌倉市図書館ビジョン」に掲げた、鎌倉市図書館の使命を全うするために定めた資料管理に関わる方針が「鎌倉市図書館資料管理方針」です。
- ・「鎌倉市図書館資料管理方針」は、図書館法第3条に基づき、鎌倉市図書館における資料の管理（収集・保存・除籍）に関し、基本的な考え方を示すもので、「鎌倉市図書館ビジョン」と同様に、期間の定めはありません。

2 「鎌倉市図書館資料管理基準」とは

(1) これまでの経過

平成16年（2004年）策定 平成22年（2010年）改定

(2) 今回の改定

- ・「第3次鎌倉市図書館サービス計画」が平成31年（2019年）3月に策定され、令和4年度（2022年度）までの図書館サービスの指針が定まりました。
- ・「第3次鎌倉市図書館サービス計画」に掲げた目標に合わせた資料管理に関わる基準が、「鎌倉市図書館資料管理基準」です。
- ・「鎌倉市図書館資料管理基準」は、「鎌倉市図書館資料管理方針」に基づき、資料の管理（収集・保存・除籍）について、必要な事項を示すもので、「第3次鎌倉市図書館サービス計画」と同様に、令和4年度（2022年度）までの期間を想定しています。

3 関係法令等

- ・図書館法（昭和25年4月30日法律第118号 最終改正：令和元年6月7日法律第26号）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも充分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

（二以下は略）

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日付 文部科学省告示第172号）

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

①市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するように努めるものとする。

②市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。